

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 東京音楽大学
②設置大学名称	東京音楽大学
③担当部署	総務部総務広報課
④問合せ先	soumuka@tokyo-ondai.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 30 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 10 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.tokyo-ondai.ac.jp/about/information
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」および「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化および進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化および監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念および教育目的の明示	本学では、建学の精神および教育目的について、大学公式ホームページを活用し、多様なステークホルダーに対して明示している。加えて、新入生ガイダンス、学生便覧、教員便覧等を通じて、学生および教職員に周知を徹底している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」および「入学者受入れの方針」の実質化	本学では、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を公式ホームページや入試要項などで公表している。 ディプロマ・ポリシーと各授業科目の関連性を明示したカリキュラム・マップを学生に公開し、卒業までの学修のステップを可視化するとともに、履修可能年次を学生便覧に掲載し、学びの道筋を明示している。 入学試験においては、面接・論述・実技等の選考課題を通じて、志願者一人ひとりの「学力の三要素」を多面的に評価し、判定会議での審議を経て適切に可否を判定している。さらに、実施した入試に対する自己点検・評価を通じて、入試内容の改善や出願要項および情報発信の見直し等に継続的に取り組んでいる。 これらにより三つのポリシーの実質化に努めている。 なお、第Ⅱ期中期計画に則り、社会の変化に対応すべく、「建学の精神と理念」に基づき新たな「養成する人材像」を掲げた「教育研究上の目的」を策定し、それらを実現するための三つのポリシーの見直し・検討を、学長のリーダーシップのもと、教学マネジメント会議において着手している。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	本学では、学則をはじめ各種規程に基づき、教学組織における権限と役割の明確化および適切な運用を図っている。学長が校務をつかさどり所属教職員を統督する原則のもと、「東京音楽大学副学長設置規程」等により学長の補佐体制を整備するとともに、各種委員会規程に定められた職務範囲に基づき学長・副学長がそれぞれの責務を適切に果たしている。また、「東京音楽大学学長の役務等の委任に関する規程」の整備・運用により、不測の事態等においても遅滞なく適切な

	委任手続きが行える体制を構築している。教学運営においては、「教学マネジメント会議規程」に基づき学長主導で教学改革に取り組む体制を確立する一方、「東京音楽大学音楽学部教授会規程」および学校教育法に基づき教授会の役割と学長との関係性を明確に定めている。教授会は学長招集のもと定期的に開催され、卒業・修了判定等の意見聴取やカリキュラム変更をはじめとする教学上の重要事項に関する諮問・審議を厳正に行い、学長の適切な意思決定を支える教学審議機関としての機能を適正に発揮している。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	本学では、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に向け、教員と職員がそれぞれの専門性を発揮し相互に補完し合う教職協働体制の確保に努めている。教学関連委員会等には教員だけでなく事務局職員を構成員として配置し、企画・立案段階から教員の教学的知見と職員の専門的・実務的知見を融合させた運営体制を確立している。 具体的な実践として、教学マネジメント会議が主導する三つのポリシー見直しに伴うワーキンググループでは、職員が中教審の答申や高等教育政策等の最新動向を収集・分析して資料を作成・提供し、それに基づき教員が専門的知見から具体的な施策の立案を行う連携を図っている。また、自己点検評価委員会および内部質保証推進委員会との連携のもと、職員による客観的な評価・分析と教員による教育実践の点検結果を融合させ、双方の知見を反映した自己点検評価報告書を策定している。さらに、SD委員会においては毎年度テーマを協議のうえSD研修会を実施するなど、教職員一体となった資質・能力向上にも継続して取り組んでいる。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定および推進	本学では、SD委員会が立案した今日的テーマに基づき、毎年度SD研修会を実施し、教職員の資質向上に継続的に取り組んでいる。また、FD委員会においては、今年度のFDの実施目的を定め、研修会を実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化および進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方	本学では、大学に加えて付属高等学校、付属幼稚園

針の明確化および具体性のある計画の策定	および法人の運営について、第Ⅱ期中期計画（2022 年度～2026 年度）を法人が主体となって定め、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して公式ホームページを通して公表し、大学の方針を明らかにしている。特に地域社会との連携については、社会連携部を設置し、広く意見を聴取し大学の施策に反映する体制を整えている。 また、中期計画を踏まえた中長期財務計画（20 年間）では過去の収支状況、学生数の推移、授業料収入、人件費、施設更新の必要性など、定量的な財務・教学データを基に具体性のある中期見通しを立案している。 さらに、監査室が内部監査を通じて把握した課題や改善事項について、必要に応じて中期計画の策定および見直しに資する情報提供を行うとともに、監査の立場から計画の実効性向上に向けた助言に努めている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	本学では、中期計画に基づく事業の進捗管理について、適宜、理事会、常勤理事会、教授会、部長会、課長会等の定例会議を通して報告し、進捗を確認するとともに必要な対応を取っている。これらの対応状況については事業報告書に記載し、公式ホームページを通して広く社会に公表している。 財務面では、中長期財務計画の進捗管理として、毎年度の決算分析を通じて計画の進捗状況（予算執行実績や財政状態）を把握・分析し、理事会へ報告するとともに、社会情勢や財務的制約条件の変動を勘案し、必要に応じて全学的な調整を経て計画を適宜修正・更新する体制を維持している。 教学面においても、中期計画に則り、進めるべき取り組みを部会や教務委員会等の関係委員会に提案し、承認を得て着実に実現させている。 さらに中期計画に係る内部監査を実施し、計画の進捗状況および達成状況を確認するとともに、監査結果に基づく改善状況のフォローアップを行い、中期計画の実効性向上に努めている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学では、建学の精神を基礎とした人材育成を確実なものとするため、各専攻の三つのポリシー（DP・CP・AP）に沿った教育課程が適切に展開されているか

	を、自己点検・評価委員会を通じて定期的に点検・評価している。 キャリア支援においては、多業種にわたる企業説明会や業界研究セミナー、卒業生による講話、個別カウンセリングなどを実施し、社会の様々なニーズを学生に知ってもらうとともに、学生が希望する進路選択が行えるよう支援体制を整備している。 入試においては、多様な背景を持つ志願者に学びの機会を提供するため、編入学・転入学試験や社会人入試を実施している。また、リカレント教育の推進の一環として、一般科目履修生および研究生の受入れに係る入試制度を適切に運用し、多様な社会人の受入れ体制を整えている。 一方、社会人向けの講座として、年2期（春学期・秋学期）で計13講座を継続的に提供しているほか、邦楽器・古楽器・民族楽器等の専門分野に関心をもつ社会人を対象とした「民族音楽等社会人特別講座」では、年間を通じて学術的講座と本格的な個人レッスンを実施しており、専門性の高い学びを提供している。さらに、地域との連携として、豊島区・目黒区が主催する公開講座への講座提供にも協力し、学びの機会を地域全体へ広げる取り組みを行っている。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学では、例えば地域清掃活動に学生とともに教職員も参画し、地域住民との協働を図るなど、地域社会とともに課題解決に向けた取り組みを展開している。 また、産官学連携の一環として、公民連携プラットフォーム事業への参画や、地域行政・地域団体が主催する会議・会合へ定期的に参加し、地域課題の共有と連携を推進している。学生の持つ創造的視点や本学の研究成果、音楽文化を活かした具体的施策を地域とともに企画・実施することにより、「知の拠点」としての大学の社会的使命を果たすよう努めている。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学では、ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念のもと、多様性を受容・尊重する包括的な体制構築に取り組んでいる。 教職員採用においては、性別・年齢・国籍等にかかわらず能力本位の採用を行い、障がい者雇用を推進するなど、多様な教職員の受入れ体制を整えている。また、キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程に基づき、健全な教育・就労環境を阻害する要因に対して毅然かつ

	厳正に対処している。 学生に対しては、個々の多様性、障がい等に応じた支援に取り組んでいるほか、留学生に対する多言語支援にも注力している。 入学志願者に対しては、出願前から合格後まで個別の事情に応じた丁寧なサポートを行い、安心して受験・入学できる環境を整備している。 さらに、多様な背景を持つ人々が音楽を通じて共に学び、享受できる環境づくりに努めている。演奏活動においては、専攻や経験に関係なく、希望者が地域での音楽提供に参加できる体制を整え、地域拠点・公共ホールのロビー等、開かれた空間で無償（安価）のコンサートへ参画することにより、年齢・国籍・障がいの有無を問わず、地域のあらゆる人々が音楽に触れられる機会を創出している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	本学では、2026年10月1日時点において、役員10名中5名（50%）、評議員10名中4名（40%）が女性である。これらの構成比は、男女共同参画社会の実現および女性活躍促進の観点から、役員等への女性登用に十分に配慮していることを示すものである。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化および選任過程の透明性の確保	本学では、理事の責務を踏まえた人材確保にあたり、私立学校法第 31 条に規定する資格および構成に関する要件を遵守することを寄附行為に定め、理事選任機関が評議員会の意見を聴いた上で適任者を選任し、選任過程を議事録に残すことで透明性を確保している。理事長については、私立学校法第 37 条の規定のとおり、寄附行為をもって定めるところにより理事会の決議により選定することとなっている。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保および評議員会との協働体制の確立	本学では、理事会は 8 月を除き毎月開催され、大学運営に係る諸項目について審議している。評議員会は毎年 3 回開催され、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員からの報告を徴することができ、理事会が特定の事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないこととなっている。また、学校法人東京音楽大学寄附行為施行細則第 2 条に規定する常勤理事会にて法人の日常的な業務の決定を行っている。理事会、評議

	員会、常勤理事会の内容は議事録に残すことで透明性を確保している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	本学では、本学を取り巻く環境の変化について理事会ごと又は適宜に情報提供するとともに、IR 室が本学の基礎的データを取りまとめた FACTBOOK を使用して学生数・教職員数・単位修得状況・進路等について理事の理解を図っている。また、計画的に理事対象の研修（実績として、中長期財務計画研修、ハラスメントに関する研修を実施）を開催し理事の学校法人運営に当たり必要な識見の習得を図っている。新任の理事については担当する役割分担に応じた事務部門とミーティングを行うことで実状と課題の理解を図っている。 財務状況や予算執行状況については、理事会での報告（数値、背景、リスク要因、将来見通しの説明）を通じ、継続的な情報提供を行っている。理事に対しては、日本私立学校振興・共済事業団等が主催する学校運営に関する研修情報を積極的に提供し、受講手続き等の支援を行っている。

原則 3-2 監査機能の強化および監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事および会計監査人の選任基準の明確化および選任過程の透明性の確保	本学では、監事の選任基準については、私立学校法第 31 条第 3 項および第 6 項並びに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守することを寄附行為に定め、監事の過半数の同意を得た上で評議員会の決議によって選任される。会計監査人の選任基準については、私立学校法第 81 条に規定する資格に関する要件を満たし、監事の過半数の合意を得た上で評議員会の決議によって選任される。 これらの選任過程を議事録に残すことで透明性を確保している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人および内部監査室等の連携	本学では、年間監査計画に基づき内部監査を実施するとともに、監事および会計監査人との定期的な情報共有および意見交換を行い、監査結果やリスク情報を共有することにより、三様監査の連携強化に努めている。 決算時には、財務課を交えた情報共有の場を設け、会計処理や予算執行状況を確認し、課題やリスクへの対応方針を明確にしている。監査における指摘事項に

	については大学事務局へ伝達し、必要に応じて速やかに業務フローや会計処理の改善を促している。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	本学では監事が適切に監査を実施できるよう、監査対象部署との調整、監査資料の提供、監査日程の調整等を行うとともに、必要に応じて法令改正や法人運営に関する情報提供を行い、監事監査活動を支援している。本学を取り巻く環境の変化について理事会ごと又は適宜に情報提供するとともに、IR 室が本学の基礎的データを取りまとめた FACTBOOK を使用して学生数・教職員数・単位修得状況・進路等について監事の理解を図っている。 財務面では、決算・中間決算のほか、予算編成状況、予算執行の実績等について担当職員から定期的な説明・報告を実施している。 また、計画的に役員対象の研修（実績として、中長期財務計画研修、ハラスメントに関する研修を実施）を開催し監事の監査業務に当たり必要な識見の習得を図っている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化および選任過程の透明性の確保	本学では評議員の選任基準については、私立学校法第 31 条第 3 項および第 6 項、第 46 条第 2 項および第 3 項並びに第 62 条に規定する資格に関する要件を遵守することを寄附行為に定め、評議員会又は理事会において選任される。 属性・構成割合については、次のとおりとしている。 (1) この法人の職員のうちから選任した者 3 名 (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものうちから選任した者 1 名 (3) 学識経験者のうちから選任した者 6 名 また、(1) で定める評議員は評議員総数の 3 分の 1 以下とすることとしている。 さらに理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数は評議員の総数の 2 分の 1 を超えない範囲としている。 これらについては、選任過程を議事録に残すことで透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保および理事会と	本学では、評議員会の職務について寄附行為で明らかにしており、役員に対して意見を述べ、若しくはそ

の協働体制の確立	の諮問に答え、又は役員からの報告を徴することができ、理事会が特定の事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないこととなっている。同様に評議員会の運営についても寄附行為に規定し、それに則った運営をしている。評議員会は毎年３回開催されており、理事会との建設的な協働と相互牽制体制が確立されている。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	本学では評議員会の開催を年３回とすることで十分な評議員への情報提供の機会を設けている。また、大学のキャンパスが立地する豊島区・目黒区から新任の外部評議員を迎える際には、各区との協力関係を踏まえた上で、大学案内等を活用しつつ担当職員が対面により情報提供を行っている。 計画的に評議員に対しての研修（実績として、ハラスメントに関する研修を実施）を開催し評議員の学校法人運営に当たり必要な識見の習得を図っている。 財務関連資料においては、図表や推移データの視覚化等、評議員の多様な背景に配慮した編集を心がけている。これにより、評議員が法人運営に関する議論へ積極的に参画できるよう支援している。

原則３－４ 危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備および事業継続計画の策定・活用	本学では、学校法人東京音楽大学リスク管理規程を定め、様々なリスクに迅速かつ的確に対処するためのリスク管理体制を構築している。また、学生に対して災害対応マニュアルを配布し、台風や地震等の自然災害時の対応を示している。さらに、減災・防災対策やハラスメント防止対策の推進など、学生・生徒等の安全安心の確保に取り組んでいる。現在、災害時の備えを一層強化すべく事業継続計画を策定中である。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	本学では内部統制システム整備の基本方針を定め、経営に関する管理体制、リスクに関する管理体制、コンプライアンスに関する管理体制、監査環境の整備に組織的に取り組んでいる。なかでもコンプライアンスについては、学校法人東京音楽大学におけるコンプライアンス基本規程により、法令および本学の諸規程並びに教育研究に係る固有の倫理その他の規範を遵守するための基本的事項を定めている。 また、学内外からの公益通報窓口について公式ホームページで公表し、コンプライアンス違反行為の発生や被害拡

	大の防止に努めている。さらに内部監査を通じて法令、寄附行為および学内諸規程の遵守状況を確認するとともに、監査結果に基づく改善状況の確認および再発防止に向けた助言を行い、法人全体のコンプライアンスおよび内部統制の向上に努めている。
--	--

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学では、高等教育機関としての公共的な性格に鑑み、法令等に則った情報公開を行っている。なかでも公式ホームページは情報公開推進のための最重要ツールとして活用しており、多様な情報を発信していることに加え、ステークホルダーが本学の基本的な情報を取得しやすいように「情報公開」のページを設け、次の項目について詳細を公開している。 ・大学の建学の精神・目的に関する情報 ・教育研究上の基礎的な情報 ・3つの方針（学位授与・教育課程・入学者受入） ・学位論文 ・学生支援 ・高等教育の修学支援に関する情報 ・施設・設備等 ・社会・地域との連携 ・国際交流 ・FACTBOOK ・学校法人に関する情報 ・財務情報・事業報告書 ・内部質保証・認証評価 また、教学情報に関する情報公開基準に基づき、在学生にはポータルサイトや学生便覧等各種要項を用いて履修・成績等の重要情報および学生支援全般に係る情報、保証人や学外には公式ホームページ等を用いてカリキュラムやシラバス等の情報を適切に発信し、教員向けには学内ネットワークを活用し、業務に必要な情報を遅滞なく共有している。 入学試験に関しては、受験生や高等学校等のステークホルダーを対象として、ホームページを通じて過去3年分の入試結果データ（志願者数・合格者数・合格平均点等）や過去問題、模範解答、出題意図を広く公表している。さらに過去5年分の問題を掲載した冊子を別途配布するなど、積極的な情報公開を推進している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの	本学では、ステークホルダーの本学に対する理解促進

理解促進のための公開の工夫	のため、公式ホームページ、各種 SNS、大学パンフレット等の多様なツールを活用し、多様なステークホルダーに対応できる情報公開体制を構築している。また、大学の実態をより理解しやすいように財務の概要のほか、IR 室が学内のデータを収集し分析した結果をまとめた FACTBOOK を制作し、公式ホームページに公開することでステークホルダーの理解促進に努めている。 学生に対しては、ガイダンス、学生便覧、ポータルサイト等を工夫し、情報提供に努めている。 入学試験に関しては、図表や平易な表現を用いた理解しやすい要項を作成し、利便性を高めるために「よくある質問と回答（FAQ）」を公式ホームページや印刷物に掲載し、幅広い志願者へ向けた情報提供を行うとともに、メール等による個別の質問に対しても、迅速かつ丁寧に対応し、理解促進に努めている。
---------------	---

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明